

感染症予防対策支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市の区域内において、学会、大会・会議、競技会・コンクール及び企業ミーティング（以下「コンベンション」という。）を開催する主催者が、新型コロナウイルス感染症を踏まえたコンベンション等の実施にあたり、参加者に対して感染症予防対策を確実にを行うため、感染症予防対策のための経費及び感染症が起きた場合の二次感染を防ぐための経費について、当協会の予算の範囲内でその一部を助成することとし、その助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、前条に規定する「コンベンション」の定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 学会

科学者により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするもの（以下「学術研究団体」という。）が主体となって、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに準ずるものをいう。

(2) 大会・会議

各種組合・団体や組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会及び総会又はこれらに準ずるものをいう。

(3) 競技会・コンクール

団体や組織の構成員や専門家等が特定の技術（職業、スポーツ、文化、芸術に限る）の向上・発展のために行う集会をいう。

(4) 企業ミーティング

企業がその企業やグループ企業の社員・職員等を対象として行う、各種会議、研修会、セミナー、式典等の集会その他これに準ずるものを言う。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付対象となるコンベンションは、公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱（以下「開催補助金交付要綱」という。）第3条に該当するものとする。

2 当該助成金と同様の他の制度を利用する場合は交付対象としない。ただし、新潟県が交付する新潟県コンベンション感染症予防対策支援補助金は除く。

(助成基準)

第4条 助成金の交付対象、交付額及び上限額は次の各号に定めることとする。

(1) 助成金の交付対象はコンベンションの開催にあたり、新型コロナウイルス感染症予防対策のためにかかった経費とする。

(2) 助成額は前号の経費の4分の3とする。

(3) 前号に規定に関わらず80万円を上限とする。

(指定申請・審査・通知)

第5条 助成金の交付を受けようとする主催者は原則開催1ヶ月前までに次の各号の書類を理

事長に提出しなければならない。

- (1) 感染症予防対策支援助成金対象指定申請書（様式第1号）
- (2) 開催プログラム案
- (3) 見積書又は費用内訳のわかるもの

2 理事長は審査のうえ、当該コンベンションが助成対象と認められる場合は、感染症予防対策支援助成金指定通知書（様式第2号）により主催者に通知するものとする。また、助成交付対象と認められない場合は、その旨及び理由を主催者へ通知するものとする。

（変更・取消申請）

第6条 主催者は、指定を受けた後において、交付額の算定基準に著しい増減が生じた場合等コンベンションの内容に変更が生じたときは、速やかに感染症予防対策支援助成金変更・取消承認申請書（様式第3号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。この場合において、変更及び取り消しを承認したときは、その旨を主催者に通知するものとする。

2 理事長は、変更申請に係るコンベンションの内容が助成対象に該当しないと判断したときは、助成対象の指定を取り消し、その旨及び理由を当該主催者へ通知するものとする。

（実績報告及び交付申請）

第7条 主催者は当該コンベンションが終了したときは、速やかに以下の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 感染症予防対策支援助成金実績報告書兼交付申請書（様式第4号）
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防対策のためにかかった経費の領収書等の写し
- (3) 当日のプログラム
- (4) 都道府県別参加人数表等（実績）

2 前項の第3号及び第4号については、開催補助金交付要綱第8条のコンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書を提出している場合は省略できることとする。

（助成金額確定及び助成金の交付）

第8条 理事長は前条の助成金実績報告書兼交付申請書等を受理したときは、その審査を行い、交付すべき助成金額を確定し、感染症予防対策支援助成金交付額確定通知書（様式第5号）により主催者に通知し助成金を交付するものとする。

（助成金交付の取消及び返還請求）

第9条 理事長は主催者の提出書類にあきらかな誤り・偽りがあるときは、助成金の交付を取り消すことができる。また、助成金交付後においては、助成金の返還請求ができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和2年7月1日から施行し、令和4年3月31日まで開催されるコンベンションに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和2年10月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。